島田市建設工事執行規則

平成17年５月５日
規則第109号

目次

第１章　総則（第１条―第９条）
第２章　請負契約（第10条―第17条）
第３章　建設工事の施工（第18条―第41条）
第４章　建設工事の検査及び引渡し並びに支払（第42条―第53条）
第５章　請負契約の解除（第54条―第64条）
第６章　雑則（第65条―第69条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 監督員　請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の２第１項の規定による監督を行う職員をいう。

(2) 建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

（建設工事の執行方法）

第３条　建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

２　請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

３　直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第４条　次の各号のいずれかに該当するときは、直営により建設工事を執行する。

(1) 建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不適当と認めるとき。

(2) 緊急を要し、請負に付する暇がないとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（請負者の資格要件）

第５条　建設工事を請け負う者（以下「請負者」という。）は、市長が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合及び１件200万円未満の建設工事については、この限りでない。

（建設工事の見積期間）

第６条　市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以

前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第２号及び第３号の期間は、５日以内に限り短縮することができる。

(1) 建設工事１件の予定価格が500万円未満の建設工事については、１日以上

(2) 建設工事１件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上

(3) 建設工事１件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上

（設計付入札）

第７条　建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

２　前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上、落札者を決定する。

（入札書及び見積書）

第８条　入札書（様式第１号）は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を記載して提出させなければならない。

２　見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

（関連建設工事の調整）

第９条　市長は、請負者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、市長の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第２章　請負契約

（通則）

第10条　請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

２　請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

３　請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書（仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

４　請負契約における期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

５　請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

６　請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。

７　請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

８　請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（請負契約の締結）

第11条　請負契約は、建設工事請負契約書（様式第２号（その１）。請負者が共同企

業体を結成している場合にあっては、様式第２号（その２））、島田市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が100万円未満のときは、建設工事請書（様式第３号）によることができる。

２　請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書（様式第４号（その１）。請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第４号（その２））又は建設工事変更請書（様式第５号）によるものとする。

３　請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

（契約の保証）

第12条　請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、１件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第185条第１項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供

(3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証

(4) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したものに限る。）

(5) 公共工事履行保証証券による保証

(6) 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（島田市財務規則第185条第１項第３号及び第４号に掲げるものにあっては、発行価額の10分の８に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の１以上の額としなければならない。

３　請負者が第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第62条第３項各号に規定する者による請負契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、請負者が同項第２号から第４号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第５号又は第６号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の１に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

６　請負者は、第１項第３号から第５号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第６号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第13条　請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第25条第２項の検査に合格したもの及び第49条第３項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。
３　請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
（一括委任又は一括下請負の禁止）
第14条　請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（入札参加者への下請負の禁止）
第14条の２　請負者は、同一の建設工事に係る入札の参加者に当該工事の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、当該建設工事の下請負人（法第２条第５項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）となる者が入札を執行する前に入札の参加を辞退したとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
（暴力団関係業者への下請負の禁止等）
第14条の３　請負者は、第55条第１項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。
２　請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。
３　請負者が第１項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下次項において同じ。）を求めることができる。
４　前項の規定により市長が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、当該請負者が一切の責任を負うものとする。
（下請負人の通知）
第15条　市長は、請負者に対して、必要に応じて、下請負人通知書（様式第７号）の提出を求めることができる。
（特許権等の使用）
第16条　請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材

料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、市長は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第17条　請負者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行った請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、市長に対して行う請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第３章　建設工事の施工

（自主施工の原則）

第18条　施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。

（建設工事の着手）

第19条　請負者は、市長が特に期日を定めたものを除き、請負契約締結後10日以内に、建設工事に着手しなければならない。

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第20条　請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表（様式第８号）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、１件100万円未満の工事については、省略することができる。

２　請負者は、工期が１月を超える建設工事については、毎月10日までに工事工程月報（様式第９号）に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

３　請負者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

（監督員）

第21条　市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して監督をさせることができる。

３　監督員は、この規則に定めるもののほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行使する。

(1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作

成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第25条第２項及び第３項において同じ。）

４　市長は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

５　第３項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第７項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

６　市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が市長に対して行うものについては、第24条第４項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

７　市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

（主任技術者、現場代理人等）

第22条　請負者は、次に掲げる者のうち設置したものの氏名等を主任技術者等通知書（様式第10号）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者（法第26条第１項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

(2) 専任の主任技術者（法第26条第３項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）

(3) 監理技術者（法第26条第２項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(4) 専任の監理技術者（法第26条第５項の規定により選任された監理技術者（同条第４項に規定する特例監理技術者を含む。）をいう。以下同じ。）

(5) 監理技術者補佐（法第26条第３項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

２　請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書により市長に通知しなければならない。通知した事項を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専門技術者（法第26条の２に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

３　現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第24条第１項の規定による請求の受理、同条第３項の規定による決定及び通知、同条第４項の規定による請求並びに同条第５項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

４　前項の規定にかかわらず、請負者は、市長が別に定める基準に該当するときは、１人の現場代理人を２か所又は３か所の工事現場のいずれかに駐在させ、当該２か所又は３か所の工事現場の運営及び取締りを行わせ、並びに同項の規定により現場代理人が行使することができる権限を行使させることができる。

５　請負者は、前２項の規定により現場代理人が行使することができるとされた権限のうち、現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
６　市長は、第３項及び第４項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
７　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、兼ねることができる。

（履行報告）

第23条　請負者は、工事記録簿（様式第11号）に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。
２　前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第24条　市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
２　市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
３　請負者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、市長に通知しなければならない。
４　請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
５　市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第25条　工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあっては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。
２　請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
３　監督員は、請負者から前項の規定による検査を請求されたときは、当該請求を受

けた日から７日以内に検査を行わなければならない。
４　前２項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
５　請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
６　請負者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に、工事現場外に搬出しなければならない。
７　請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第２項の検査を受けたときは、材料検査簿（様式第12号）にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。
（監督員の立会い、見本等の整備等）
第26条　請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。
２　請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
３　請負者は、前２項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
４　監督員は、請負者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に、立会い又は見本検査を行わなければならない。
５　前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
（支給材料及び貸与品）
第27条　市長が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
３　前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しく

は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。

4　請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

5　請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第２項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。

6　市長は、請負者から第３項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。

7　市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

8　請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

10　請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

11　請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第28条　前条第６項及び第７項の場合において、当事者は、必要に応じ、工期又は請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

2　前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。

3　前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、市長が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。

4　第１項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

（工事用地等の確保等）

第29条　市長は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、請負者が建設工事の施工上必要とする日（請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、請負者に引き渡さなければならない。

２　第27条第８項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。

３　建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

４　前項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定める。

５　前項の期限までに、請負者が正当な理由がなく第３項に規定する請負者の採るべき措置を採らないときは、市長は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第30条　請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

２　第28条の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。

３　監督員は、請負者が第25条第２項又は第26条第１項から第３項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

４　前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

５　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

（条件変更等）

第31条　請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。
(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。

3　市長は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の規定により取りまとめられた調査の結果において、第１項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第４号又は第５号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には、請負者と協議して行う。

5　第28条の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

（設計図書の変更）

第32条　市長は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

2　第28条の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

（工事の中止）

第33条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、市長は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　第28条の規定は、市長が、前２項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（著しく短い工期の禁止）

第33条の２　市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等

の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負者による工期の延長の請求）

第34条　請負者は、天候の不良、第９条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。

２　前項の規定による請求は、工期延長請求書（様式第13号）に変更工程表（様式第14号）を添えて行わなければならない。

３　市長は、第１項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期を延長しなければならない。この場合において、その延長が市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は請負代金額について必要と認められる変更を行い、市は請負者に生じた損害について必要な費用を負担しなければならない。

４　第28条第２項及び第３項の規定は、第１項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第34条第１項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。

（市長による工期の短縮の請求等）

第35条　市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

２　前項の場合において、当事者は、必要に応じ請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

３　第28条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第４項の規定は、前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第35条第１項の規定による請求に係る変更後の工期及び同条第２項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第４項中「第１項」とあるのは「第35条第２項」と読み替える。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第36条　市長又は請負者は、工期内で請負契約締結の日（第３項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日）から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

２　市長又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったときも

同様とする。

３　第１項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。

４　第28条第２項及び第３項の規定は、第１項又は第２項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第２項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第36条第２項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第36条第１項又は第２項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

（臨機の措置）

第37条　請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、請負者は、その採った措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

２　前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

３　監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

４　請負者が第１項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる費用については、市が負担する。

５　第28条第４項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

第38条　この規則に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第65条第１項の規定により付された保険等により塡補される損害（以下「保険塡補部分」という。）を除く。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

第39条　建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定めるところによる。

２　建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者と協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第40条　工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険塡補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち、請負代金額の100分の１に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

４　不可抗力によって生じた損害のうち、工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。

５　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の損害の負担については、第３項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険塡補部分の額」とあるのは「保険塡補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち、請負代金額の100分の１に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち、請負代金額の100分の１に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

（請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更）

第41条　市長は、第16条、第28条第１項（第30条第２項、第31条第５項、第32条第２項及び第33条第３項において準用する場合を含む。）、第34条第３項後段、第35条第３項、第36条第１項及び第２項、第37条第４項、第38条、前条第３項及び第５項並びに第45条第３項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

２　第28条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第２項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第３項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担す

べき事由が生じた日」と読み替える。

第４章　建設工事の検査及び引渡し並びに支払

（検査を行う職員）

第42条　地方自治法第234条の２第１項の規定による検査は、市長の命ずる職員が行う。ただし、請負代金額が100万円未満の工事については、工事担当課長が行う。

（検査及び引渡し）

第43条　請負者は、建設工事が完成したときは、完成届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

３　第30条第５項の規定は、前項後段の検査に準用する。

４　市長が、検査に合格した旨の第２項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

５　請負者は、検査に合格しなかった旨の第２項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第１項中「建設工事が完成したときは、完成届出書（様式第15号）」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書（様式第16号）」とし、第２項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

（請負代金の支払）

第44条　請負者は、検査に合格した旨の前条第２項の通知を受けたときは、請負代金請求書（様式第17号）により請負代金の支払を請求することができる。

２　市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　市長がその責めに帰すべき事由により前条第２項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第２項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第45条　市長は、第43条第４項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

２　前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　市長が、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、市は、必要な費用を負担しなければならない。

４　第28条第４項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（前金払）

第46条　請負者は、１件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を前払金請求書（様式第18号）に添えて市長に提出して、請負代金額の10分の４以内の額の前払金の支払を請求することができる。

２　前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の２以内の額の前払金を請求することができる。ただし、第49条第１項の規定による部分払を請求した場合については、この限りでない。

３　前項の規定による請求をしようとする請負者は、市長に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件の全てに該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の２分の１を経過していること。

(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

４　市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。

５　市長は、第１項又は第２項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

（前払金等の変更）

第47条　請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前金払の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

２　前条第５項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

３　請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の１（前条第２項に規定する前払金の支払を受けているときには10分の２）に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

４　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から７日以内に協議が整わない場合には、

市長が定め、請負者に通知する。

5　市長は、請負者が第３項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第３項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

6　市長は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使用）

第48条　請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2　請負者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額とする。

（部分払）

第49条　請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の９以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の１を加えた率以上に達したときに限る。

2　請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ、出来形確認請求書（様式第19号）を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3　市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4　第30条第５項及び第43条第２項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5　出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第３項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。

6　請負者は、検査に合格した旨の第３項の規定による通知を受けたときは、請負代金請求書（様式第17号）により部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から14日以内に、部分払金を支払わなければならない。

7　部分払金の額は、次の式により算定する。

出来高金額×（９／10－前払金額／請負代金額）

8　第１項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に

応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。

(1) 請負代金額200万円以上1,000万円未満　１回

(2) 請負代金額1,000万円以上2,000万円未満　２回

(3) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満　３回

(4) 請負代金額5,000万円以上　４回

９　第６項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

（部分引渡し）

第50条　第43条及び第44条の規定は、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引き渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第43条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

２　前項の規定により準用される第44条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

一部引渡指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

３　前条第５項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第５項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第３項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第50条第１項の規定により準用される第43条第２項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

（第三者による代理受領）

第51条　請負者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　市長は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条（前条第１項において準用する場合を含む。）又は第49条の規定による支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する建設工事の中止）

第52条　請負者は、市長が第46条第５項（第47条第２項において準用する場合を含む。）、第49条第６項又は第50条第１項において準用される第44条第２項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

２　第28条の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合について準用する。

（契約不適合責任）

第53条　市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、請負者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第５章　請負契約の解除

（市長の催告による解除権）

第54条　市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらず、その期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらず、その期間内に第22条第１項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第53条第１項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

２　前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（様式第20号）により、請負者に通知するものとする。

（市長の催告によらない解除権）

第55条　市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

(1) 第13条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、請負契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは請負契約をした目的を達することができないとき。

(6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第58条又は第59条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。

(10) 請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　請負者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク　市長が第14条の３第３項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第56条　第54条第１項各号又は前条第１項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前２条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（市長の任意解除権）

第57条　市長は、建設工事が完成するまでの間は、第54条又は第55条の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

２　第54条第２項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

３　市は、第１項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

４　第28条第４項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（請負者の催告による解除権）

第58条　請負者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（請負者の催告によらない解除権）

第59条　請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。

(1) 第32条第１項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第33条第１項又は第２項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第60条　第58条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前２条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第61条　第43条第２項から第４項までの規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第２項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第４項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

２　市長は、前項の規定によって準用される第43条第２項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第43条第２項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。

３　第49条第５項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第５項本文中「出来高金額」とあるのは「第61条第１項の規定により準用される第43条第２項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第３項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第61条第１項の規定により準用される第43条第２項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

４　第２項の場合において、第46条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第49条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第２項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者は、その余剰額を返還しなければならない。

５　前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付さなければならない。ただし、第54条、第58条又は第59条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。

６　請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第２項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。

７　請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

８　第29条第３項及び第５項の規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第３項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第５項中「前項の期限までに」とあるのは「第61条第９項の期限までに」と読み替える。

９　第６項前段及び第７項前段の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等に

ついては、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは市長が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第６項後段、第７項後段及び前項において準用する第29条第３項の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

10　建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（市長の損害賠償請求等）

第62条　市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。

(2) 工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第54条又は第55条の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の１（島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領（平成27年４月１日制定）による低入札価格調査を受けて落札者となった請負者にあっては、請負代金額の10分の３）に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第54条又は第55条の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由により請負者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　市長は、第１項第１号の場合においては、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求するものとする。

６　市長は、第２項の場合（第55条第１項第８号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第63条　請負者は、市長が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第58条又は第59条の規定により請負契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

２　第44条第２項（第50条第１項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第64条　市長は、引き渡された工事目的物に関し、第43条第４項（第50条第１項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は請負契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年（設計図書で期間を定めた建設工事にあっては当該期間）が経過する日まで請求等をすることができる。

３　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

４　市長が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、市長が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

５　市長は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

６　前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めると

ころによる。

7　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第１項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第５条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第６章　雑則

（保険等）

第65条　請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2　請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3　請負者は、工事目的物、工事材料等を第１項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第66条　請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2　前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

（あっせん又は調停）

第67条　請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び請負者は、法第25条の規定により設置された静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第３項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により市長が決定を行った後又は請負者若しくは市長が決定を行わ

ずに同条第３項若しくは第５項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

（仲裁）

第68条　前条第１項の規定にかかわらず、市長又は請負者は、審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

（その他）

第69条　この規則の実施のための手続その他実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年５月５日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の島田市建設工事執行規則（昭和61年島田市規則第５号）又は金谷町建設工事執行規則（平成８年金谷市規則第９号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

３　第54条の規定は、施行日以後に締結する契約から適用し、同日前に合併前の島田市又は金谷町が合併前の規則により締結した契約に関し、請負人が同条各号のいずれかに該当することにより発生した損害の賠償については、なお合併前の規則の例による。

附　則（平成19年６月28日規則第32号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第47条第５項、第54条第２項及び第３項、第58条第５項並びに第60条第１項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成20年４月30日規則第100号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成21年６月４日規則第27号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成21年９月30日規則第40号）

（施行期日）
1　この規則は、平成21年10月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の第22条第４項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される請負契約から適用し、同日前に締結された請負契約については、なお従前の例による。
3　この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第11号による主任技術者等通知書は、改正後の様式第11号による主任技術者等通知書とみなす。

附　則（平成22年８月30日規則第48号）

（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成23年３月30日規則第17号）

（施行期日）
1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成23年12月28日規則第44号）

（施行期日）
1　この規則は、平成24年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成24年12月５日規則第53号）

（施行期日）
1　この規則は、平成25年１月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する請負契約から適用し、施行日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成25年３月29日規則第34号）

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成26年３月31日規則第15号）

（施行期日）

１　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成26年10月１日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月31日規則第18号）

（施行期日）

１　この規則は、平成27年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成28年３月29日規則第22号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成28年７月４日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年10月28日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年３月30日規則第19号）

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第47条第５項、第54条第２項及び第３項、第58条第５項並びに第60条第１項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に

締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（平成29年９月29日規則第31号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第１号による入札書は、改正後の様式第１号による入札書とみなす。

附　則（平成30年10月30日規則第57号）

この規則は、平成30年11月１日から施行する。

附　則（令和２年４月28日規則第37号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（令和２年９月７日規則第65号）

（施行期日）

１　この規則は、令和２年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第33条の２及び第35条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月30日規則第29号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和３年12月28日規則第62号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

入札書

１　入 札 番 号　　第　　号

２　建 設 工 事 名
（工事材料名）

３　建設工事箇所
（引渡し場所）

上記の建設工事を建設工事等競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

入札者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第２号（その１）（第11条関係）

収入
印紙

建設工事請負契約書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日
　　工事を施工しない時間帯

５　請 負 代 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

６　請負代金の支払
　　前 払 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿
　　部分払回数　　回以内

７　契 約 保 証 金　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

（約款第　条第　項第　号該当）

上記の建設工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　　島田市長　　印

住　所

請負者　　商号又は名称

氏　名　（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第２号（その２）（第11条関係）

収入
印紙

建設工事請負契約書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日
　　工事を施工しない時間帯

５　請 負 代 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

６　請負代金の支払
　　前 払 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿
　　部分払回数　　回以内

７　契 約 保 証 金　￥＿＿＿＿＿＿＿＿

（約款第　条第　項第　号該当）

上記の建設工事について、発注者と請負者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　　島田市長　　印

請負者　　共同企業体の名称

代表者　　住　所
　　商号又は名称
　　氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

その他の構成員　住　所
　　商号又は名称
　　氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第３号（第11条関係）

収入
印紙

建設工事請書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　工事を施工しない日
　　工事を施工しない時間帯

５　請 負 代 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

６　その他

上記の建設工事の施工については、島田市建設工事請負契約約款中請負者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年　　月　　日

発注者　　島田市長

住　所

請負者　　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第４号（その１）（第11条関係）

収 入
印 紙

建設工事変更請負契約書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　変　更　事　項

(1) 請 負 代 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2) 工　　期

(3) 建 設 工 事 内 容

上記のとおり　　年　　月　　日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　　島田市長　　印

住　所

請負者　　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第４号（その２）（第11条関係）

収入
印紙

建設工事変更請負契約書

１　建設工事名

２　建設工事箇所

３　変更事項

(1) 請負代金額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2) 工　　期

(3) 建設工事内容

上記のとおり　　年　　月　　日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自その１通を所持する。

年　　月　　日

発注者　　島田市長　　印

請負者　　共同企業体の名称

代表者　　住　所

商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

その他の構成員　住　所

商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第５号（第11条関係）

収入
印紙

建設工事変更請書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　変　更　事　項

(1) 請 負 代 金 額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(2) 工　　期

(3) 建 設 工 事 内 容

上記のとおり　　年　　月　　日締結した請負契約を変更し、島田市建設工事請負契約約款中請負者に関する規定を遵守し、仕様書、設計書及び図面に基づいて相違なく完成します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第６号（第13条関係）

建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

のため、さきに締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、次のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

建設工事名	
建設工事箇所	

	当初契約	変更契約による増減	計
契約工期	着手　年　月　日 完成　年　月　日	着手　年　月　日 完成　年　月　日	
請負代金額			
前払金額			
部分払金額			
譲渡債権金額			
債権譲渡先			

建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）書

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

第　　号

年　　月　　日

発注者　島田市長　　印

（注）　契約変更により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

様式第７号（第15条関係）

下請負人通知書

１　下請負人に関し通知を求められた建設工事

(1) 建 設 工 事 名

(2) 請 負 代 金 額　　円

(3) 契 約 年 月 日　　年　　月　　日

(4) 工　　期　　着手　　年　　月　　日

　　完成　　年　　月　　日

２　下請負人に関する事項

商　　号	住　　所	下請契約の内容			請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可年月日及び許可番号		
		工種	数量	金額	種類	許可の年月日	許可番号
				円			搬 特 ― 第 号
計							

下請負人に関する事項を上記のとおり通知します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第８号（第20条関係）

工程表

１　建 設 工 事 名
２　建設工事箇所

３　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

工　　種	設 計 数 量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	％												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第９号（第20条関係）

工事工程月報

建　設　工　事　名	
建 設 工 事 箇 所	
着手、完成年月日	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（　　年　　月　　日現在）

工　　種	請負代金額	工　事　進　捗　度			摘　　要
		前月まで	本　月	累　計	
		％	％	％	工事進捗停滞理由等を記入する
計					

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第10号（第22条関係）

主任技術者等通知書

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

さきに請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、次のとおり通知します。

1　建設工事名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿工事

（　　年　　月　　日契約締結）

2　主任技術者等の氏名

区　　分	職名	氏名	担当工事種類	資格区分	
				第７条第２号	第15条第２号
主任技術者				イ・ロ・ハ	
専任の主任技術者				イ・ロ・ハ	
監理技術者					イ・ロ・ハ
専任の監理技術者					イ・ロ・ハ
監理技術者補佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
現場代理人					
専門技術者				イ・ロ・ハ	

3　現場代理人が２か所の工事現場に駐在する場合における他の建設工事の内容

工種名	
建設工事名	
建設工事箇所	
工期	着手　　年　　月　　日 完成　　年　　月　　日
請負代金額	円
市担当課	

（注）「２　主任技術者等の氏名」の資格区分の欄は、建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は第15条第２号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものに○印を付けること。

様式第11号（第23条関係）

工事記録簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年　月　日	天　候	記　録	摘　要

（注）

1　記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。

2　摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

様式第12号（第25条関係）

材料検査簿

1　建 設 工 事 名

2　建 設 工 事 箇 所

品種	規格	設計数量	単位	検　査年月日	検 査数 量	合格数量	不合格数　量	累計合格数量	検印

（注）　記入を要するものの範囲

(1) セメント、アスファルト、ペイント及び上置砂利

(2) 鋼材（鉄線及び釘等は除く。)木材及び杭類その他主要材料のうち、完成検査を受ける際外面から明視することができないもの

様式第13号（第34条関係）

工期延長請求書

1　建 設 工 事 名

2　建設工事箇所

3　請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

5　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

6　変更完成期日　　年　　月　　日

7　工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第14号（第34条関係）

変更工程表

1　建 設 工 事 名
2　建設工事箇所

3　工　　期　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

工　種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通　計 歩　合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　変更した部分は、朱書きすること。

様式第15号（第43条関係）

完成届出書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

５　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

６　完 成 年 月 日　　年　　月　　日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第16号（第43条関係）

修補完了届出書

1　建 設 工 事 名

2　建 設 工 事 箇 所

3　請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　契 約 年 月 日　　年　　月　　日

5　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

6　完 成 年 月 日　　年　　月　　日

7　検 査 年 月 日　　年　　月　　日

8　修　補　事　項

9　修補完了年月日　　年　　月　　日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第17号（第44条、第49条関係）

請負代金請求書

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

1　建　設　工　事　名

2　建　設　工　事　箇　所

3　請　負　契　約　額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　今回までの出来高　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　出　来　高　の　９０％　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

6　前　払　金　額　　万円×　　（出来高率）△＿＿＿＿＿＿円

7　前回までの部分払受領額

第　1　回　　金△＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第　2　回　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第　3　回　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第　4　回　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第　5　回　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

8　請　求　可　能　額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

上記のとおり請求します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

振込先取引銀行名

種　　別　普通・当座

番　　号

様式第18号（第46条関係）

前払金請求書

前　払　金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ただし、　　年　　月　　日契約締結による。

建 設 工 事 名

請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対する前払金

別添「保証証書」のとおり、東日本建設保証株式会社との保証契約を締結したので、上記金額の前払を請求します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）㊞

様式第19号（第49条関係）

出来形確認請求書

1　建 設 工 事 名

2　建 設 工 事 箇 所

3　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

4　請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　出 来 形 の 内 訳

工種	単位	設計数量 A	出来形数量 B	出来形歩合 B／A＝C	構成比率 D	C×D	摘要
					出来形歩合		

年　　月　　日現在における第　　回出来形の確認を請求します。

年　　月　　日

発注者　島田市長

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）

様式第20号（第54条関係）

請負契約解除通知書

１　建 設 工 事 名

２　建 設 工 事 箇 所

３　工　　期　　着手　　年　　月　　日
　　完成　　年　　月　　日

４　請 負 代 金 額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日契約を締結した上記の建設工事については、島田市建設工事請負契約約款第　　条第　　項第　　号の規定により契約を解除します。

第　　号
年　　月　　日

住　所

請負者　商号又は名称

氏　名（法人にあっては、代表者の氏名）　様

発注者　島田市長　　印